

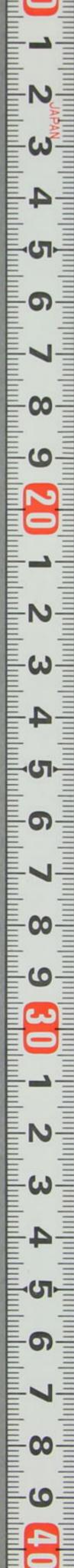


幕末風説書留

安政三至五年

安政三

服部文庫
イ 17
2189
6



117 特
2189
6

感激於國恩之徒謹獻書許為國家陳利

害書



安政二年正月某日某等北面再拜誠惶頓首言竊
聞近歲洋夷渡來屢窺邊海事情難測震襟
憂念將令諸國寺院毀鎔梵鐘以鑄造炮銃以備
海阿之用伏惟夷虜猖獗無禮凌蔑皇國之患
無甚于此者勿論士庶在緇流僧侶猶且無不為之搯
腕切齒者且夫僧侶雖世外自古職在祈禳妖氛護衛
國家當修其法之所護畫其力之所及以答國家之
鐘則雖寺院不可闕之物苟為國家有所用則豈者
所顧情乎然而某等有空功惑者也何則諸執事

關所
所惜

所熟

其

其

所所

所

冥

所寄

所畫於時勢之宜謀之已熟慮之固詳宜無所不盡
 焉唯某寺院之吏有大不俗家同者諸執事或求
 盡其詳者蓋寺院雖僧侶實非僧侶之闔寺一切
 法器鐘磬皆足擅越之所寄與擅越之所護持
 非僧侶所得而恣也故鑄一鐘造一器皈依之擅越
 貴賤甲乙總為天下安全報國恩之厚或其為祖
 先懷追孝之志或為愛兒祈冥後福不顧其自身之
 凍餓賣衣減食不難辛苦奔走之於遠近以請衆之
 力以助其鑄造雖一器一鐘皆是千心百塊之所寄
 也而今將毀銷之假皆令現任僧侶盡力極口以喻
 告之賤陋之情頑愚之民不能回知家之深慮

所

所惜

國銅

所

所

所

惜所

何如唯固信從前僧侶之所說以鑄鐘為大功德顧念精
 神之所注當痛恨悲情不翅恨現任僧侶而已亦將
 移恨于外矣陋愚之難喻或將言曰銅鑪甚多隸土
 所彌而不少求之何有而獨取我願廢滅心力之物以造
 殺人之凶器使我祖先之志願廢滅人心有所不服而
 強喻之則恐將致騷擾也若昔年崇黨人起於三河可以
 見矣蓋人心所信有不可者是以自古聖主明君因
 佛教以為懷柔人心之助豐臣氏造大伽藍鑄大梵
 鐘無不在乎此矣在當今最用心于此營築諸國
 寺院不惜材力所以鼓舞人心而懷柔之無不至也竊
 謂懷柔人心者在今日最不可忽者而毀鐘之事

蕭必

其其所

所其

惜

所所

北

恐非懷柔人心之助也且夫寺院之設雖遍天下而
宏壯富有者寡而蕭索窮乏者十之八九未心寺之
院々具梵鐘雖盡救而之於國家未足以為大益
也而名乃為毀天下之梵鐘則其名甚大而某所得
甚以所得少則不足以助國用某名大則是以驚愕人
也况乎賤陋頑愚者多而智識聰明者少以賤陋頑
愚之民聞驚愕人之事以不服之心懷痛恨悲憤
之情而相唱誘則騷擾之所由生是某等所以為疑
惑者也方今仁聖在上君聖賢森列於此事豈有不知之
理乎唯其憂國之急切將以疾穰深患使非民是樂太
平不遑顧也然人心民情之所聞不可為小事遺棄

換

足 鈔 鏡 或 砲 誤

也伏願明德深仁之政化明君日月恩如雨露察某等之誠
哀憫北庭之哀歎及明詔未布辱賜高裁請換梵鐘
以他物且梵鐘有利列聖之尊號及國家安全字數銷
之亦似為不祥寺院之諸器不必用銅器者則改以
陶器木器而換之使子院聚而致之於本寺必梵鐘
之量以缺之則不至毀林梵鐘而有梵鐘之銅不至鑿
擾人民而且助鑄鈔之用矣如改則不獨諸國之
僧侶感荷仁恩四海之北庭亦將抃舞號呼也凡在天
下之僧侶勿論何宗派無不浴于國恩者孰亦不以
其護國為任哉然而我宗則於國家得恩遇最深自
本寺暨未寺子院之僧侶日夜感激皆以國家之憂

可答
便鑿

喜為己之憂喜無不思所以報者若苟有於國家不
使者不可不敢言也伏冀無憐敗鑿察瀆冒威尊皇
懼魚已某等誠恐誠惶頓首再拜謹言

安政二歲正月日

中務少輔當時
京兆尹善書字

送浦賀鎮臺淺野梅堂君

仙臺大槻宗議

亞采利迦官吏山府儀身老忠橫文字宗文和解

抄をたげに正法無量なるを成候旨決學の字
あふとるを 正法無量なるを成候旨決學の字

フラコクリンピールス

是とる人々を禮と為す

帝國日本の者の合流國コンニルセ子ラールトウセトハリ
スの廣直丁寧練達と格別結く信一と云ふといひて其心
此志に合流國の名目より一リーステート也。りて帝
より平く委任一同一權威を仰たる人々と擧對法
判一合流國と一リーステート也。日本帝との際の如斯

所答
便鑒

喜為己之憂喜無不思所以報者苟有於國家不
使者不可不敬言也伏冀無憐聖察瀆冒威尊皇
懼魚已某等誠恐誠惶頓首再拜謹言

安政二歲正月日

未

中務少輔當時

京兆尹善書字

送浦賀鎮臺淺野梅堂君

仙臺大槻宗議

亞米利迦官吏出府儀身表出横文字宗文和解

アメリカ合衆國 プレシデント

フランクリン ピールス

是と云ふ人々を禮と為す

帝國日本の者の合衆國コンニエルセ子ラールトウセトハリ
スの廣直丁寧練達と格別結く信一と云ふといひて其心
此者合衆國の名目とて一イースト也^{イースト}り而帝
より平く委任一同一權威を仰たる人こと擧對法
判一合衆國と一イースト也^{イースト} 日本帝との際の如斯

の着責及び出まじり係りたる法事と其人こと同意し
扱ひ法事と出計の且條約と可結の各記あるもの
十分なる法權威を授けし事知るべし
其事に付し約定を其後改むる法事一層も其後
其約定を改むる是と合衆國のししテントより示し
大に改むる事きは合衆國の事と謂ふ

我君の年千八百五十五年獨立より八十年

九月ハロワシントン有る故て手つらるる

フラシクリンピールス 名記也

プレシデントより

政府のセクレターリス

ウエエルメルシー



合衆國プレシデント委任の真譯

ヒウスケン

千八百五十七年六月廿九日

下田

アメリカ合衆國のコンシユルセ子ラール殿

下田鎮基

エキセルシシー井上信清の左五并中村出羽の

左五に

予は汝の十多なる全權と記し置るもの譯文と交ふ
多しと告ぐ其文を返す

汝も亦一全權と授き申田に於て外國事務に

係る事ハ初ら申す

是れ汝も法件と申すは為めの全權とある事疑
々一然事とも事を改めざる為の全權と申す
事エキセルシシーに送りし譯文の各り全權十分
ありて全一帯に申すの事なる條約も名記す
全權と申す

汝の全權の中は他の者者れり即ち汝の全權は
新しめて別紙の表に記すといふ事なり
我ら汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も
汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も汝も

下田鎮其書

卫キセルレシー

井上信流の書と并中村出羽の書と

アメリカ合衆國のブレデントの書籍とインステート
 將軍は海軍と手易くとんりあつて我は六月に海軍
 セルレシーに二つの歌と出さう又八月二十四日我は同
 一偏身別の歌と出さう此歌の二つは同様に書さう
 ハ我ら驚き又悔きなり又海軍に書セルレシーを我
 海軍に其書面と送らるる中と書めり
 ○汝は吾らに汝は其歌を尚長く汝はるる書くと許せ

事とて我が國の面目に我は林を

はあまのそと前よ書さう二題と訂正を期し訂正を
 時世に記しあま我の隣りて以後は陸軍のものと
 らるるのそとに記し記し今書らるるものとあま
 考へらるるべきあり

能し汝に書セルレシーを我が林列のそととて
 新しきものと

帝國の爲のアメリカ合衆國のロコトセマール

トウセントハリス名記を

ヒユスケ

直筆の書

右と通和訳は以下

七百十七

三石博士御下

扱え七手扱一なるを事とるなり等なりて七手扱
傍に文ありし事也

西条利根友史古借法書解和訳

は五十九

書物不申之通和訳低相書中を
差戻し候なり

第二題

セイ子エキセルレシコニコニセルゼ子ラールも直に江戸に出る
まじり其心もはざりセイ子ニイスステート
セイ子エキセルレシコニコニセルゼ子ラールも直に江戸に出る
まじり其心もはざりセイ子ニイスステート

の書物と後より

江戸の途中より彼に江戸の志の上を兼セイ子ニイスステート

將軍お拝禮の時もセイ子エキセルレシコニコニセルゼ子

ール名を名取のセイ子ニイスステート
アプレシテントの代

人は屬する令き而自と以て扱を
イト

イト

將軍お拝禮の時を西洋の最力なる團子と名を

取同し仕方をセイ子エキセルレシコニコニセルゼ子

ールと名を

彼し其程とるし後よりセイ子エキセルレシコニコニセルゼ子

ルをセイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
認むるの儀ありしに御座りしを以て

御座りし時分國のセイ子ニイースタイトプリシデントの書翰
をセイ子エキセルレシニコシエルセ子ラルよりセイ子エキセル
レシニコシエル^{とよ}の執事の字を以て〇はしり候と
セイ子ニイースタイト

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
認むるの儀ありしに御座りしを以て

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
認むるの儀ありしに御座りしを以て

將軍の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを
認むるの儀ありしに御座りしを以て

附

千八百五十五年九月七日

此の遺言を以て此處をハールヒウスケンと名づけしを

此の遺言を以て

右と道和解は以上

二七日

伊東豊斎

下札

切又書而後、為紙何書、中々道は能弁相
々々中々交、於能、為後、中、後、私、有、一、見
と、信、之、後、身、何、書、と、道、お、決、後、之、也

江戸
執政社云々

セイルエキセルレシースの字致

堀田備中の左五

牧野備前の左五

久世大和の左五

内藤紀伴の左五

千八百五十七年九月廿二日

リ節上白

合衆國ヨシセルセオラン館

江

蘭語譯文

千八百五十七年九月廿二日

日名五回

アメリカ合衆國のユニオン

執政社云々

ヒュン子エキセルしこしーの^名致

堀田傳中のおまじ

物御傳おのたま

久世おのたま

由縁紀伊のおまじ

アメリカ軍艦ポルツモウス ^名松島 爲子 名の時ヨーロッパの
主たる新聞紙ニ見ゆ政府は阿蘇島の日人との協定
於て千八百五十七年九月九日協定を成して協定
協定以後は阿蘇島の一二の大名を載せしむる
知し且此物に字を阿蘇島の人の向度の内容と
爲ししと云ふことあり
此書は阿蘇院政府より書物の條と書きつけよ
と云ふ事あるを疑ひなり 何と云ふ西洋人を
其人民協定は古き為り常にかほのよきと云ふ好む
阿蘇院條約の第九条を次の由りなり

向後日本の政府は他の何人にも合意するに
よまぬ事柄を免れとある事柄を時々の形勢并
其儀を自らおし法外を要する事柄を合意する
いし國人は自らの責任とある事柄

は千九百零九年七月二十一日の條に
署名する事柄の字文は次の千九百零九年十月九日
りし政府を代表する條約規定を依る事柄
の事とす事柄とある事柄
すりし事柄を代表する事柄は書し送りたる事柄と書
籍に記す事柄は丁字並行條約規定を依る事柄と書

扱する事柄は千九百零九年七月二十一日の條に
ユーエエキセルレシシーは事柄を代表する事柄とある事柄
帝國の事柄を降するアメリカ合意國の事柄とある事柄
セ子ラール兼全權

トウセントハリス名記

真譯

ヒユスケシ

千九百零九年七月二十一日

己八月廿日

伊東貞齋

亞墨利加使節拜禮と云ふ事と趣和解

殿下の言は通はさ度事

マイエステイト合衆国大統領よりのお尋ね書と
持参時

殿下の命令を承り

殿下の邦の御事等の為マイエステイト大統領誠意

御事述べて下さる命をとりお尋ね合衆国全權

使節の言は通はさ度事と

殿下の命を承りお尋ね合衆国全權

とて是の國永久密切の徳と爲る結ぶべきなり
親なる所は良き目多と爲る事よく候ふ事母誼
をなすなり

右別冊

亞墨利加國より上候書翰和解

亞墨利加合衆國のプレシテントフランクリンピールセ

日本大君殿下に呈候

大良友

合衆國と日本との間より結ぶる條約と候ふ事
殿下の大國と合衆國と夥しく法を其の貿易と乞
ふ事よりも大なる易き極極を乞ふ事なり是
と仰し申す事候て貴國の外國事務候事候或は他
殿下の撰任する候人々合衆國を以て其の書翰の
候とては國の人々其威威なるトウセントハリス
を撰ひたる但此名に候合衆國のコミニユルセ子ラ
ールとて
殿下のお國より其書翰の信用と云ふ事
亦合衆國より其の親交と云ふ事其書翰を以て

本國の利益の爲より直義の文と増かき條約の趣就
て言ふ或は其他の役人曰言まじき物なりと云ふ
取不潔切子言成威嚴なるハリスと待てて予
のたのみ
取らるやまゝ言と十を任用しはむる予予病て疑
なりと云ふ

予神の

啓ととあなを保護せんと神の祈念と

予此書は合衆國の國書とてはる華盛頓府にて自ら
姓名を書き
千八百五十五年九月十二日

フレシデントより

フランクリンポールセ親筆

セテントリースマスクリト被
ウエエル マルシ親筆

板屋の御座る巨神宮御座る所より、おのりて
おのりて豫め之祭と揚々ありて

一 拜禮とす

大君の御目見とす

一 其道よりてを許出府と仰留定て候御座る

一 尚ほ候御座る所よりておのり候

一 只今より出府と仰留候御座る所よりて

城拜禮とす其許よりておのり候御座る

難おのり候

一 お禮候御座る所よりておのり候御座る

之候に御座る御座る所よりておのり候御座る
御座る所よりておのり候御座る

一 此より御座る御座る所よりておのり候御座る
御座る所よりておのり候御座る

一 旅行候御座る所よりておのり候御座る
御座る所よりておのり候御座る

一 乃中僅吾程... 乃中僅吾程... 乃中僅吾程... 乃中僅吾程... 乃中僅吾程...

一 其許年通... 其許年通... 其許年通... 其許年通... 其許年通...

一 自國... 自國... 自國... 自國... 自國...

一 其大... 其大... 其大... 其大... 其大...

一 其... 其... 其... 其... 其...

万一途に出来ぬ事も御座り候へども其の間に御座り候へば
道中御座り候へば御座り候へども其の間に御座り候へば
御座り候へども其の間に御座り候へば

- 一 在りて其の間に御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 當に此の間に御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 天城山道に御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 御座り候へども其の間に御座り候へば

御座り候へども其の間に御座り候へば

- 一 道中六泊七日の間に御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 御座り候へども其の間に御座り候へば
- 一 御座り候へども其の間に御座り候へば

強行して多郵に於て書寫をせしむる或る二の事ありて
書きしる其の法は定むる中とせしむ

城拜禮の何れある程も信託積上し海不
あゆみし事ありて尤も有る事何れも其の
制限に在りて其の法を定めしむる事あり

一 在府中食料を政府より給する事ありて其の法を定めしむる事あり

一 日中風を定むる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 日中風を定むる事ありて其の法を定めしむる事あり
いふ事ありて其の法を定めしむる事あり

一 日中風を定むる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 在府中食料を政府より給する事ありて其の法を定めしむる事あり
其の法を定めしむる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 在府中食料を政府より給する事ありて其の法を定めしむる事あり
其の法を定めしむる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 在府中食料を政府より給する事ありて其の法を定めしむる事あり
其の法を定めしむる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 在府中食料を政府より給する事ありて其の法を定めしむる事あり
其の法を定めしむる事ありて其の法を定めしむる事あり

一 お禮と云西陣中 最方の國君の禮と云はるは
先般より申し 七人の御手続と云

一 七人の先般より申し 天程西宮より下と云はるは
お湯の席に在る國君高座に敷居を二歩を入
中腰言おとる 又を二歩入る中央元二宮程
玉り初座を道謹んで 早と云く申す又一拜九
國君挨拶を申し 七人の御手続と云はるは
一等御手続におはるは 國君退座を候先
通はるは 國君退座を候先座の
退去時を候と云はるは 國君退座を候先座の

を御手続に御手続の御手続

平今よりウエキセルしこしこしよ平も格別の家

御手続

地を御手続の言をて書し送る國事の書翰といはれ
又は此の仕方を御手続より 西洋の常習を御手続
省く不致又御手続を申し 志の甚しき御手続
予よりウエキセルしこしこしよ平も格別の家
も此御手続を御手続の御手続と云はるは
悔心

此省きたる御手続より申し 御手続を御手続

予は朝ふ向後の書君の書翰に通例の神は記され通巻
の風をそるまるともそるま一りなり今石教の深と為
しきりなりと云われり

書君と其その書通子付らに予は石教の言をなす
て言を又も書子より書君に於て石教の教
を有くぬる事又も書君と有くまなり

予は禮儀の例と申すを書君は例は其れを言
て其の書通と通例の記すの流をそるまなり
ユーウエエキセルにこころよもて書にめり

合意國の代り代りたる予は石教の志とて

古く通巻書友の書に記すは後記す

古く書君の書に記すは後記す

一 其の書に記すは通巻書友の書に記すは後記す
古く書君の書に記すは後記す

一 通巻書君の書に記すは後記す
何れも書君の書に記すは後記す

一 通巻書君の書に記すは後記す
何れも書君の書に記すは後記す

一 國之面目と夫儀之儀が合はば行はばは

一 國書と夫儀の程解と意を以て執以て之を以て

一 別解と之を以て之を以て別程或は通言を以て

西洋各國の報告言の國書と夫儀の程解と此を以て

之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

儀の程解と夫儀の

一 江表出立の儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

一 西洋の儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

儀の程解と夫儀の

一 右儀制の儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

身之儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

夫儀

一 右儀制の儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

儀の程解と夫儀の

儀の程解と夫儀の

儀の程解と夫儀の

一 出立の儀と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

國書と夫儀の程解と夫儀の程解と夫儀の

禮と云ふ事此方より申すべし其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

一 今般之出府の素より其意を以て其國に傳へし
後其能く申す事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

一 出府の事其意を以て其國に傳へし其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

一 古事記の御事抄りて其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

一 通辨者何事抄りて其意を以て其國に傳へし

一 七ヶしタリリスニストルと申す事抄りて其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

一 事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし
事は仰る事抄りて其能く申す事也其意を以て其國に傳へし

長崎の口

七のり

新橋 日九字寺月一後

千八百二十年四月

新橋に渡船の用を以て新橋に渡船の用を以て

七のり者より撰之

兵庫 三月九日九字寺月一後 十八日二十三日

一 神奈川と并せて後三月十日と返す

一 ありては、居るものと土地を借るといふこと

一 庫と云ふを併せて一と云ふこと

一 おとすこと人より借人はあはれはる

一 せめてはるるはるるの定則を以て

とて

一 港に西東のり人右等、坊ありては

一 日本に自給と買又賣も

一 軍用ありては

一 米麦の如きの貯り

一 洞りの如き

一 口の如き

四条

一 地を因りては

一 軍艦に無振りの合葉

一 中を以て

一 其の如き

一 阿片輸入の数量を限りし、その事業のありは、
 之を以て船は、
 此後他國の船乗りは、
 其の其のきき、

江戸 千八百三十二年の夏
 大坂 千八百三十二年の夏

一 此の條約は、
 一 本條約の
 一 港の定則

一 一、
 一、

五、

一 我國の貨物
 一 西事
 一 日本貨物
 一 一、
 一、
 一、
 一、

一 踏船のりいこに度せり

九条

一 西条の人の居人ホリ等の林は惣てしと致ふ
一 入費ホリコンシエルハ出費

十条

軍艦並に高松鯨海軍大砲軍用船並に兵船
又ハ又ハ物産を運入其等の所へは陸軍法の如く
法料の職人船乗ホリ等も其の如し
一 西条の人の居人
一 西条の人の居人
一 西条の人の居人

十一条

此条の十一條ハ高松の如し

一 此条約ハ別ハ高松の別母ハ中と似たり

十二条

神奈川より西条へは条約の内ハは条約を違ふ所
有り同様に其の如く其の如く其の如く

十三条

今ハ其の十一月の後
其の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く

十四条

東条の五月廿八日
使節の如く其の如く其の如く
其の如く其の如く其の如く

安政五年午月日

即今八月十八年西暦何れの日
移之のり十二年 月日

江戸府に於て前よりあるべきもの人調書に記すもの

○その下に新に記す

一 船税入港十五ドルしえ出港セドルしえ其外何れにせよ

亦の規程を以て其の運上りかゝるの運上り

運上りの運上りかゝるの運上り

運上りかゝるの運上り

運上りかゝるの運上り

運上りかゝるの運上り

運上りかゝるの運上り

あるの運上りかゝるの運上り

一 河津の輸出とをぬかすもの運上りの中より

年白を以てしるもの運上り

河津の他一から運上り

河津の他一から運上り

河津の他一から運上り

一 軍艦の団長よりある港の税より運上り

各業にありて団長より運上り

そのの由物と運上り

とあり

一 軍艦の団長よりある港の税より運上り

神奈川 年三月廿九日午後 千八百五十九年七月廿日

長崎 日 右内河

新浮 日 廿九日午後 千八百五十九年一月一日

新浮浅瀬に用立るときは新浮前後の場所を政府

に譲りて可なり

兵庫 年三月廿九日午後 千八百五十九年二月一日

一 神奈川と兵庫の間に下田を設け可なり

一 石見港と石見留の間に港を設け借建物を賃倉庫等

を許す可なり 港を建つに流しを或所の場所を建屋可なり
且て及人建物を是れ見分可なり

一 建物の場所を港との区別あるべきこと且て及人
とて可なり

一 港とて無利か人石見留と海とを以て建物を

一日中不物を買又賣せしめ及人の立合なり

一 軍用とて日中政府と及人の区別あり

一 不孝、船の取立をせしめ積りあるべきに

一 銅板日中銀計あり時以て公けの借立押ひ可なり

一 日中右留の無利か人日中の下民を是れ又之に任する可なり

四條

一 海軍國作の場所を不物自運とせしめ積りて日中及不納

- 一 軍艦の修繕品を無事、唯獨の款を何れとも港より
建てる方爲入る運出せられたり、其の運出の時
其の運出たるより日や夜も運出せられたり
- 一 阿片輸入厳禁により、彼の禁用の為、其の運出せられたり
- 一 此の如き並時、其の運出せられたり
- 一 此後他國の如き、同様の形相を運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也

江戸 三月廿四日以後 千七百二十三年
一月一日より
大坂 四月廿五日以後 千七百二十三年
一月一日より
右の如き並時、其の運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也

- 一 本條の如き並時、其の運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也
- 一 港の運出せられたり、其の運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也
- 一 下り一海軍、其の運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也

五条

- 一 外國の諸國より、其の運出せられたり、其の運出
利加も其の如き也

長崎の周圍にある所料を記す

一 亞墨利加人羅ありて裁許を乞はる者ら居る所の
所方を里外に出るるに由れば去の事日中彼人^{カコニエル}に
在り

八条

- 一 亞墨利加人自^ら其宗法を乞居る所の内は其書を
建物を毀^り一^つ其建物を毀つる所
- 一 日中の神仏を妨げ又毀るるを乞^ふ
- 一 互に宗法の争論ありて
- 一 諸^國の^間に^も争^を乞^ふ

九条

一 亞墨利加人の罪人日中の獄を執るるを乞^ふけ下へ
費^ハカ^コニ^エル^ルガ^キナ

十条

軍艦等軍如高に解^けば大砲軍用兵器の類を
買入^り其製造を乞^ふ其書の事者海陸軍艦の士又法料
の職人如夫^レ雇^はる^る其の儀^は下^へ亞墨利加人の國
り^とり^て其^レを^乞ふ^る軍艦^を乞^ふ送^らす^下

十一条

但之の十一條に於ては
十一條を十一條とす

一 世系^ヲ別^レ高^位の^者丹^波布^衣供^て乞^ふ

十二条

一 日午の被^紅り不^紅四^紅中^紅と云々
一 秘^紅別^紅い^紅ま^紅法^紅書^紅ホ^紅出^紅来^紅と^紅云^紅ふ^紅は^紅云^紅ふ^紅

